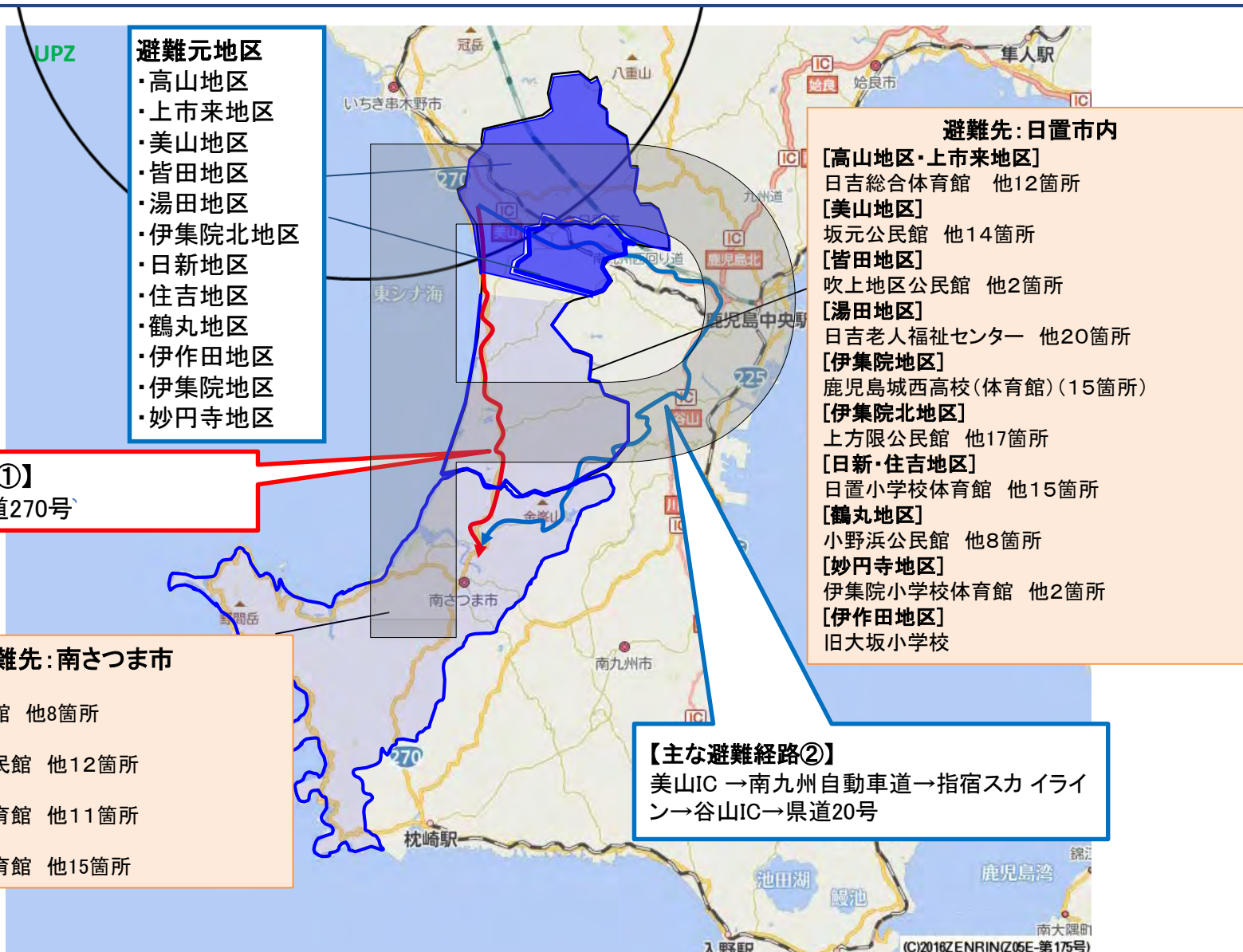


UPZ内から避難先施設までの主な経路（日置市）

地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートより避難を実施。



- 避難元地区**
- ・高山地区
 - ・上市来地区
 - ・美山地区
 - ・皆田地区
 - ・湯田地区
 - ・伊集院北地区
 - ・日新地区
 - ・住吉地区
 - ・鶴丸地区
 - ・伊作田地区
 - ・伊集院地区
 - ・妙円寺地区

- 避難先: 日置市内**
- 【高山地区・上市来地区】**
日吉総合体育館 他12箇所
 - 【美山地区】**
坂元公民館 他14箇所
 - 【皆田地区】**
吹上地区公民館 他2箇所
 - 【湯田地区】**
日吉老人福祉センター 他20箇所
 - 【伊集院地区】**
鹿児島城西高校(体育館) (15箇所)
 - 【伊集院北地区】**
上方限公民館 他17箇所
 - 【日新・住吉地区】**
日置小学校体育館 他15箇所
 - 【鶴丸地区】**
小野浜公民館 他8箇所
 - 【妙円寺地区】**
伊集院小学校体育館 他2箇所
 - 【伊作田地区】**
旧大坂小学校

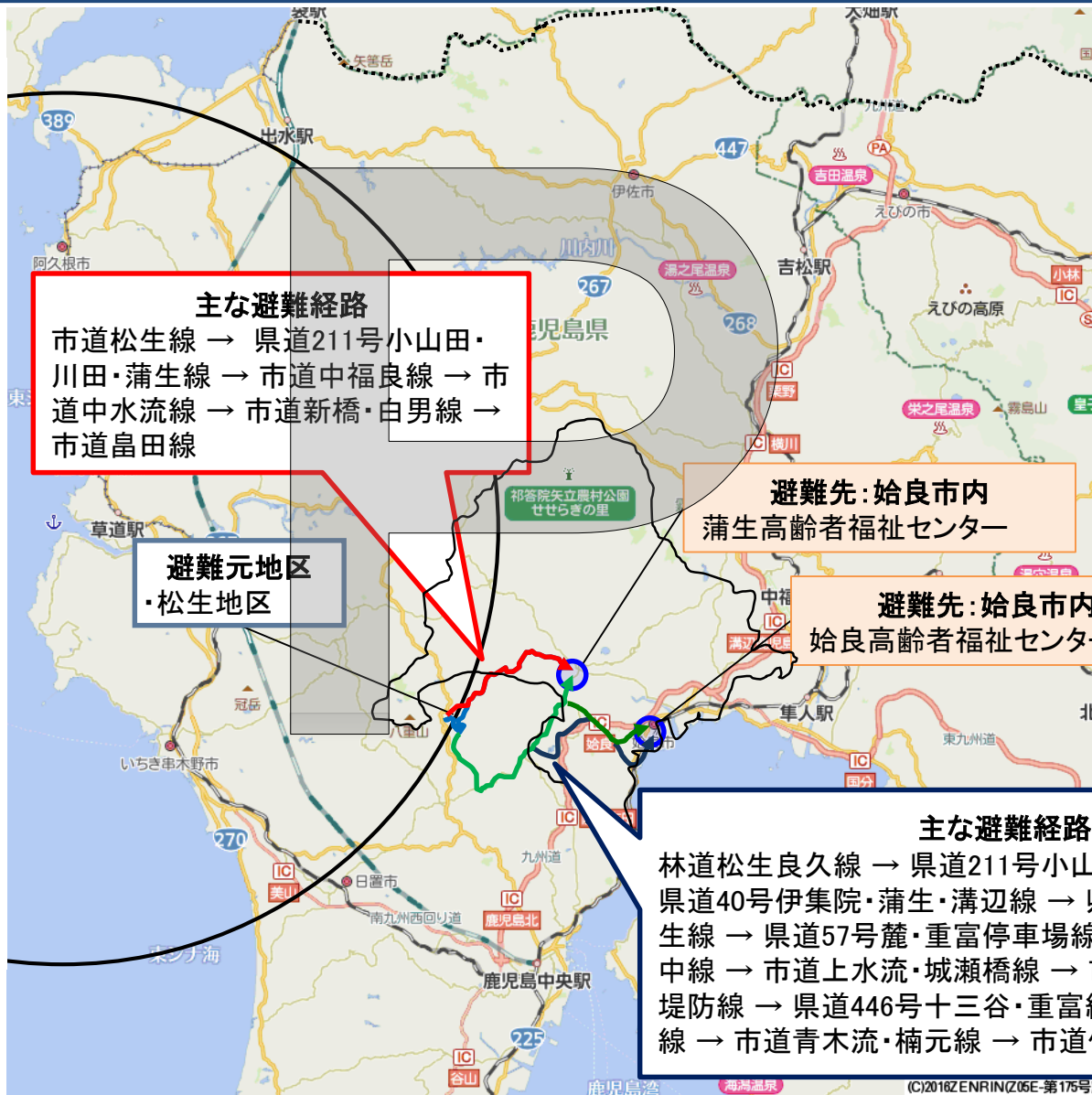
【主な避難経路①】
県道37号→国道270号

- 避難先: 南さつま市**
- 【鶴丸地区】**
大阪地区体育館 他8箇所
 - 【伊作田地区】**
伊佐田地区公民館 他12箇所
 - 【妙円寺地区】**
金峰中学校体育館 他11箇所
 - 【伊集院地区】**
大竹中学校体育館 他15箇所

【主な避難経路②】
美山IC → 南九州自動車道 → 指宿スカイライン → 谷山IC → 県道20号

UPZ内から避難先施設までの主な経路（始良市）

- ▶ 地域海にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。



UPZ内から避難先施設までの主な経路（さつま町①）

スライド追加

- ▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。

避難元地区

- ・虎居地区（一部）※
- ・平川地区
- ・白男川地区
- ・泊野地区

※海老川・日当瀬・一ツ木・下川口

【平川・主な避難経路】

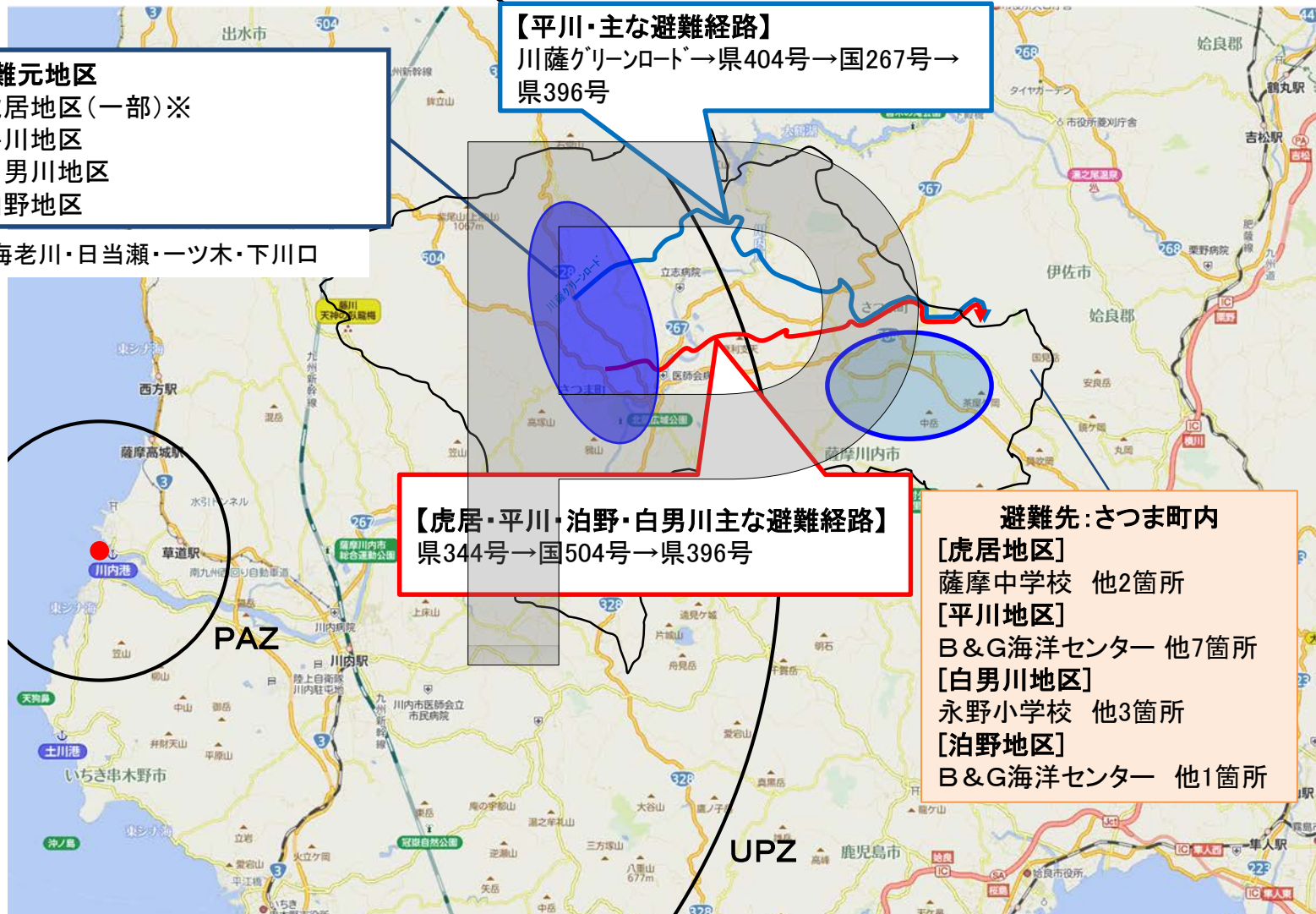
川薩グリーンロード→県404号→国267号→
県396号

【虎居・平川・泊野・白男川主な避難経路】

県344号→国504号→県396号

避難先：さつま町内

- [虎居地区]
薩摩中学校 他2箇所
- [平川地区]
B&G海洋センター 他7箇所
- [白男川地区]
永野小学校 他3箇所
- [泊野地区]
B&G海洋センター 他1箇所



UPZ内から避難先施設までの主な経路（さつま町②）

スライド追加

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。

避難元地区

- ・時吉地区
- ・柘野地区
- ・湯田地区
- ・佐志地区
- ・神子地区
- ・柏原地区
- ・紫尾地区

【柘野地区・時吉地区・神子地区・柏原地区・紫尾地区の主な避難経路】

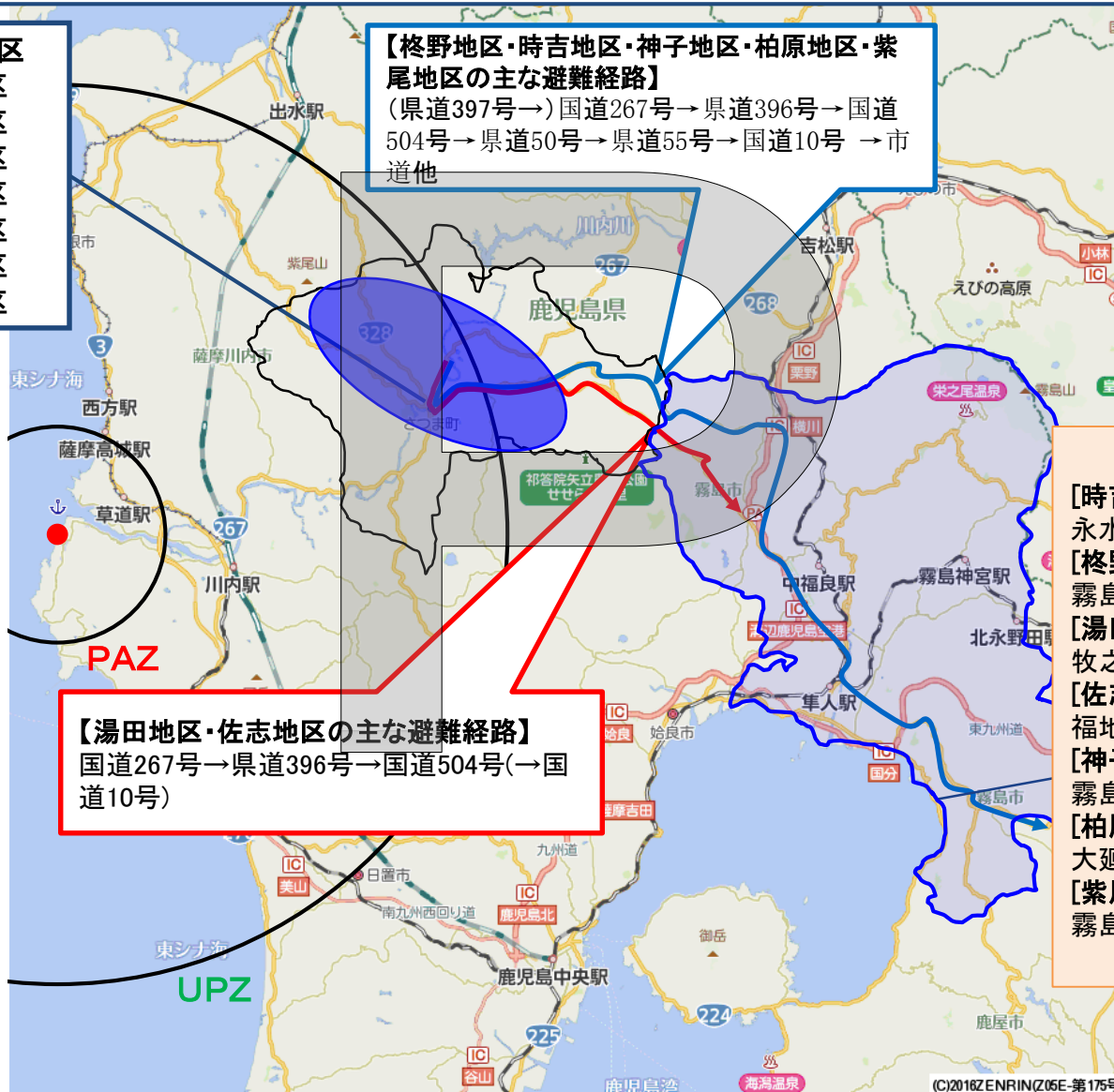
(県道397号→)国道267号→県道396号→国道504号→県道50号→県道55号→国道10号→市道他

【湯田地区・佐志地区の主な避難経路】

国道267号→県道396号→国道504号(→国道10号)

避難先:霧島市

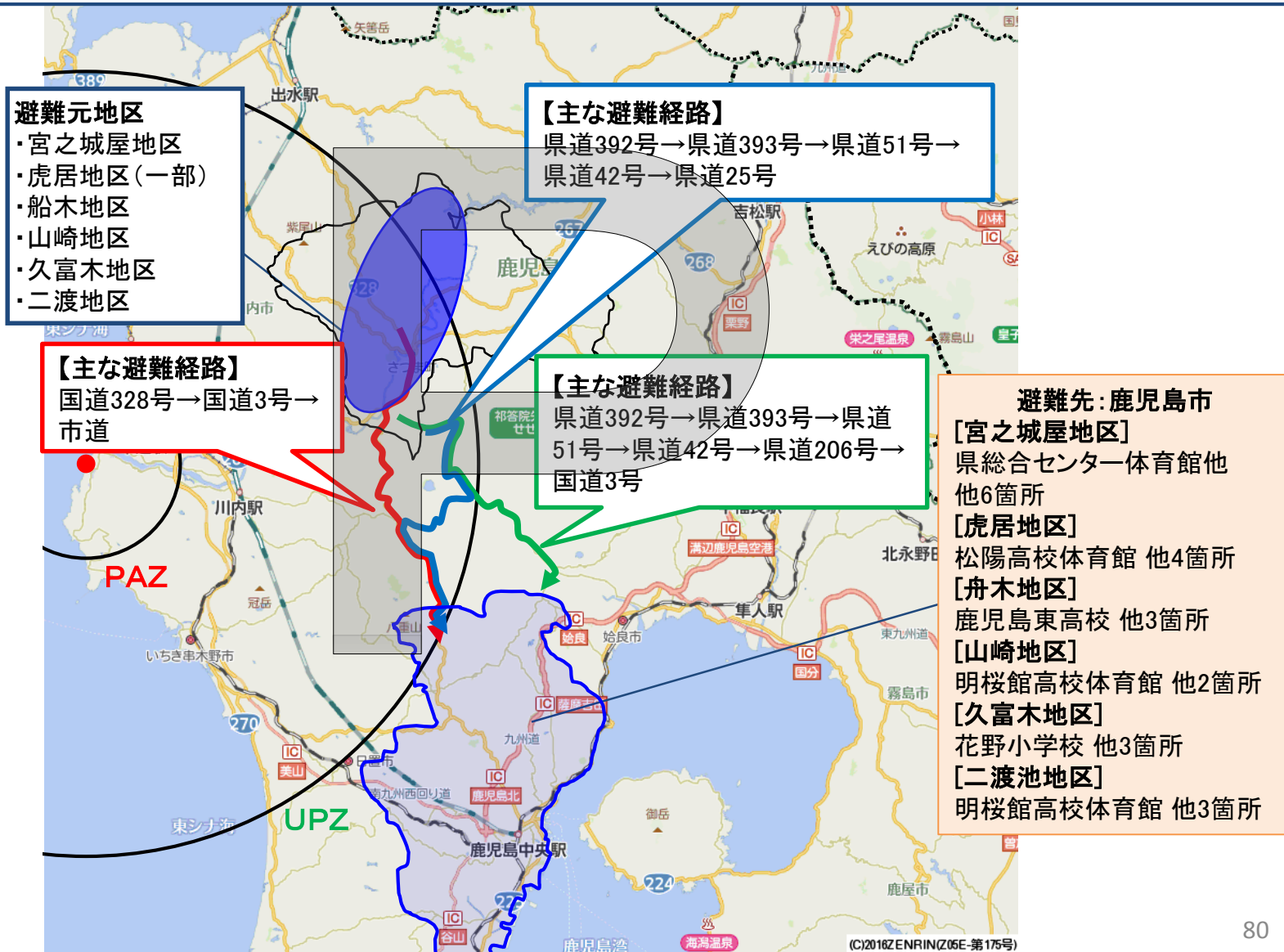
- [時吉地区]
永水小学校 他2箇所
- [柘野地区]
霧島緑の村
- [湯田地区]
牧之原小学校 他7箇所
- [佐志地区]
福地地区体育館 他6箇所
- [神子地区]
霧島保健福祉センター
- [柏原地区]
大廻地区体育館 他17箇所
- [紫尾地区]
霧島小学校 他3箇所



UPZ内から避難先施設までの主な経路（さつま町③）

スライド追加

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。



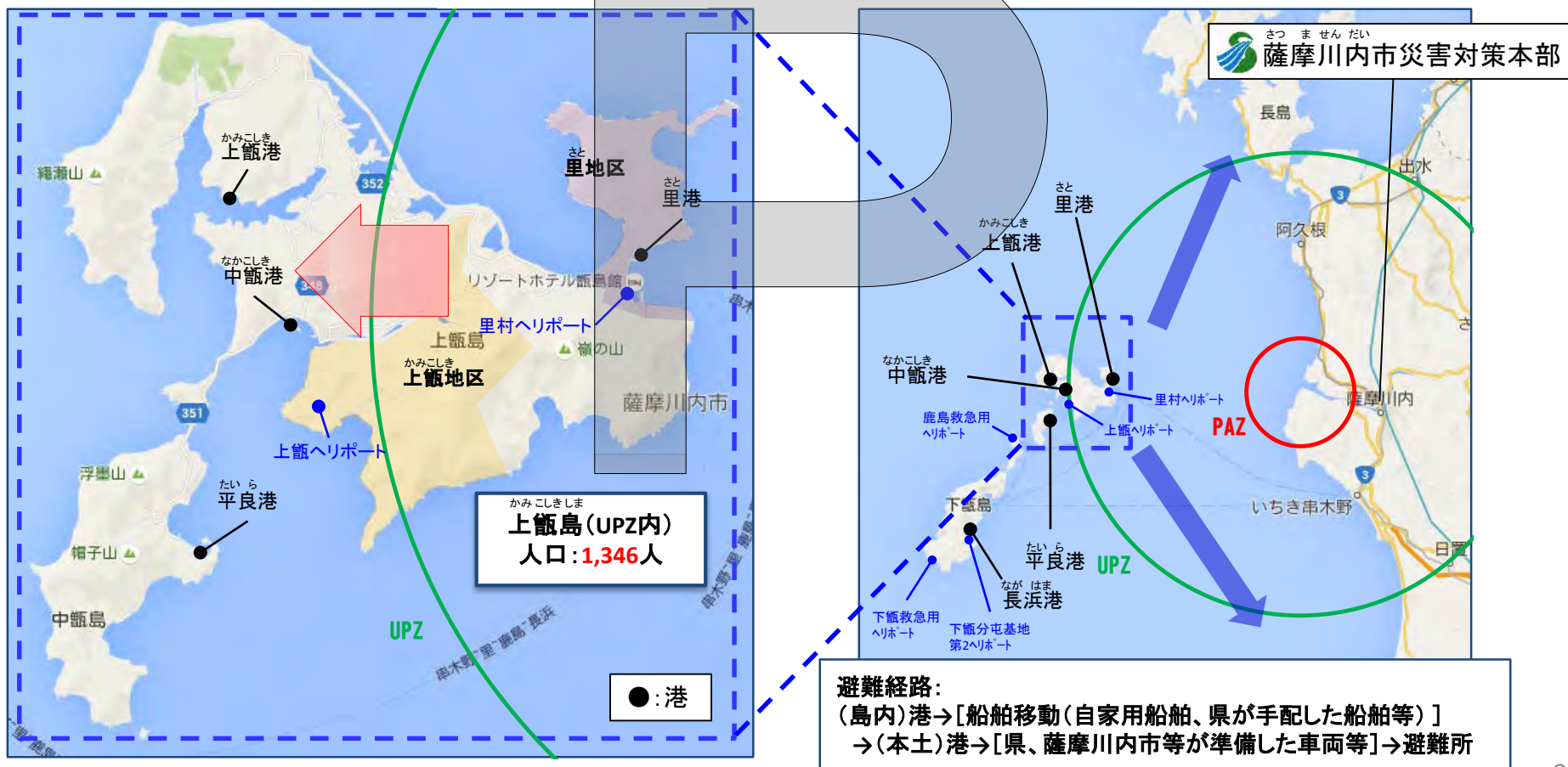
UPZ内から避難先施設までの主な経路（長島町）

- ▶ 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施



UPZ内における離島（鹿児島県甬島）の防護措置

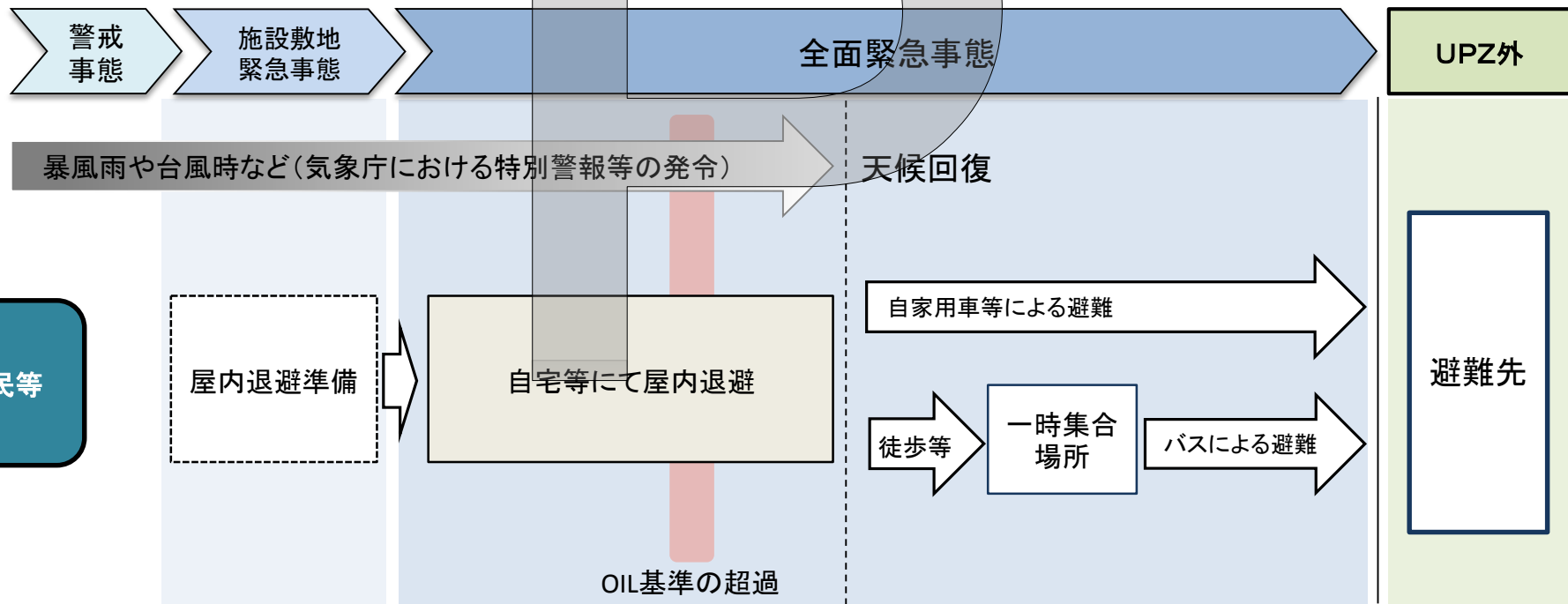
- 鹿児島県は、PAZ内の避難の実施に合わせ、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うこととし、UPZ外の住民に対し、必要に応じて、屋内避難を行う可能性がある旨の注意喚起を行うとともに、本土への避難の検討を行う。
- 避難の際は、自家用の漁船・遊漁船・プレジャーボート等の利用又は県が薩摩川内市からの依頼に基づき、第十管区海上保安本部、自衛隊、フェリー及び高速船の運航者等に要請し、手配した船舶等により避難を行う。
- 本土の港への移動後は、県、薩摩川内市等が準備した車両等により避難を行う。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)に支援を要請

- 暴風雨や台風時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施※。

< 全面緊急事態で天候が回復した場合 >



※ 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。